

(別紙 7)

白糠町のふるさと教育

～基本理論～

平成9年度

白糠町教育委員会

I. はじめに

現代社会の
キーワード

21世紀を目前にし、現代社会は、政治、経済、社会、文化等地球規模で多面的に転換期を迎え、それらの変化は、「地球時代」「自然再認識の時代」「人口減少・高齢化社会」「新地方の時代」「高度情報化時代」といったキーワードで表されています。

社会全体の構
造的な変化と
課題

そして、これらの大きな変化は、地域社会、家庭、学校といったそれぞれの局面においてもさまざまな変化と課題をもたらし、地域の振興や地域づくりに大きな影響を与えています。

○地域では

そのため、それぞれの地域では、このような変化に対応し、広域的な地域連携の動き、自然環境との調和を図る新しい生活様式の確立、グローバルな競争に対応できる内発的な地域産業の振興等の動きが高まっており、これまでも増して、地域の自律的な発展を実現していくために、総合的で先見性のある生き方(施策)が課題になっています。

○家庭では

このような中、出生数の減少、核家族化の進行、女性の社会進出の増加等子どもや家庭を取り巻く環境も大きく変化し、育児と仕事を両立するための条件整備の遅れ、親になるための体験・経験の不足等により家庭の教育力の低下が指摘されています。

また、子ども同士のふれあう機会や遊び場の減少は、自然体験や生活体験の不足をもたらし、子どもの健やかな成長が損なわれ、子どもや地域社会に与える影響も懸念されています。

○学校では

このような状況下、学校教育においては、これらの変化を踏まえた新しい教育の在り方がこれまで以上に強く問われています。つまり、画一的で閉鎖的な体質を排し、一人一人の能力・適性に応じた教育への改善であり、生涯学習社会を見据えつつ、学校ですべての教育を完結するという考え方をとらず、生涯学習の基礎的な資質である「生きる力」の育成を重視することへと転換していくことが求められています。

現在、このような変化が、地域社会、家庭、学校において急激かつ同時に進行しており、まさに社会全体の構造的な変化ととらえることができます。

II. 生涯学習社会に対応する「ふるさと教育」

1. 「ふるさと教育」推進の視点

ふるさとづくり
の必要性

地域社会、家庭、学校を取り巻くこのような社会の構造的な変化に対応して、私たち一人一人が生活の豊かさを実感し享受することは、その地域に住み続ける上での必須の条件であり、生き生きと暮らすことのできる住み心地のよい、魅力あるふるさとづくりが必要です。

ふるさとづくり
の要件

そのためには、私たちが安心して生活できる産業基盤や社会基盤の整備を欠くことができません。働き場所が乏しく、所得が低かったり不安定だったりする地域や社会資本の整備がされていない地域は住みにくく、経済的な基盤や社会的な基盤の整備は、まず何よりも必要な要件です。

○経済的・社会的な基盤
整備

しかし、産業や経済が活発なだけでは、人々が生き生きと暮らす住みよい地域社会はできません。物的な生活基盤や教育・医療等の基礎的な生活ニーズに加えて、娯楽、文化、余暇の確保、さらには町の雰囲気や誇りといった生活上の豊かさも必要です。

○生活上の豊
かさ

このような豊かさを地域社会に求めるのは、何といたっても地域社会が暮らしの本拠であり、地域社会のあり様は、一人一人の暮らしにとって大きな意味をもつからです。

○住民の活力

それ故、地域社会に着目することは、一人一人の住民の立場に立って、「住みよい地域」「住みよいふるさと」と言い切れるような地域の活性化を求め、地域に誇りや思いを寄せていくことでもあります。地域の活性化、内発的な発展を担う住民の活力は、一人一人の住民の活力であり、生き生きした一人一人の住民の存在が前提となります。

つまり、健康で豊かな生きがいを持った創造的な文化者としての住民、活発な自由・権利意識に立って日常の暮らしを主体的に営もうとする生活者としての住民、この個々の住民の存在と活動こそ、住民の活力の根源となるものです。

この住民活力の具体的な姿としては、職場に勤める労働者ならば、働きがいのある仕事・職場づくりに取り組む労働能力・技術力や組織力であり、自営業者や農家であれば、地域経済のさまざ

まな条件や消費者を見極め、経営を発展させる経営力や研究心・生産技術力です。

また、一人一人の暮らしや悩みなどの問題を地域の課題や自治体としての問題ととらえ、この問題解決のために、主権者として主張し、権利の行使や責任を果たそうとする学習力、実践力であり、住民自治を担う主権者としての住民の活力です。

さらに、この活力は、住民相互の協調や連帯の中から生まれる活力でもあり、子育てや老後の問題などを悩めるもの同士が助け合い支え合う共同から、平和や暮らしを守って環境や文化を創造する協同まで、住民の横のつながり、社会的交流、教育・共生の組織化からもたらされる連帯の力です。

地域社会に「住み心地のよさ」「ふれあい」「魅力」をもたらす地域の活性化は、このような文化者・生活者としての個々の住民の活力、地域づくりへの参加と創造（住民運動）の活力によるのです。

そして、現代社会の構造的な変化に対応し、地域に「真の豊かさ」を生み出す地域の活性化は、私たち一人一人が自然・歴史・風土を背景に、この地域社会に対して一体感を持ち、経済・社会のグローバルな展開を視野に入れながら、自らの自律性や自主性を追求することでもあります。

2. ふるさと教育の意義

地域社会の 役割と変化

地域社会は、共同性や結合性（人間的なつながり）を基底とした生活基盤として、あるいは自治体単位として、また文化的な広がりとしての社会を意味しています。伝統的な意味合いからすると、共通の価値観、協働の感情を経験し、その地域内である程度完結した一つの自治的な人々の集合体を指していたと考えられています。

しかし、先にも述べた社会状況の変化によって、社会生活の範囲が広がり、同じ地域に住む人々の間に、同じ集合体に属しているという意識（共同意識）が必ずしも成立しなくなり、住んでいる地域への関心も薄れてきています。つまり、地域社会の現状は、自己完結性と自律性が希薄になり、地域社会間の相互依存関係も

現代人の求め
る地域社会

弱まって、流動的な現代の都市社会の様相を強く持つようになっていきます。

一方、人々は、近代的な都市生活では充足されない自然との交流など、自分にふさわしい豊かな地域社会の在り方を模索しています。このような豊かさは、単なる消費財の豊富さではなく、自然と産業と生活が一体となった地域社会を指しているように思われます。それは、多様な人々の心のふれあいがある住み心地のよい地域社会です。

それ故、豊かな地域社会の形成を目指し、学びを通じたふれあい（生涯学習）によって、地域社会の活性化と連帯の強化、地域社会の自治能力と教育力の向上、さらには地域社会の生活文化の向上、健康かつ健全なコミュニティの形成に寄与することは、まさに今日的な課題です。

そして、生涯学習体系への移行を展望し、学びを通じた活力ある地域を創造するには、そこに住む人間自らが、それにふさわしいすぐれた人間を形成することが期待されています。

したがって、「学びを通じた活力ある地域の創造」「ふれあいを通じた学習基盤の形成」といった相互依存関係を踏まえ、地域社会への帰属意識、誇り、コミュニティ意識を高めるとともに、地域社会の文化活動を高め、地域社会の主体性（アイデンティティ）を高める生涯学習は、極めて意義のあることです。また、地域に真の豊かさを生み出し、誇りや思いを寄せることのできる地域の活性化は、教育の在り方（生涯学習）に新たな視点を生み出すものでもあります。

ふるさと教育
の定義

そこで、私たちは、この観点に立つて「ふるさと教育」の推進を意図し、「ふるさと教育」を

◎ 地域に根ざし、地域社会の主体性（アイデンティティ）の確立と地域への帰属感や愛情、そして誇りやコミュニティ意識の高まり（形成）を目指す生涯学習と一体のものとしてとらえるとともに、「ふるさと教育」が新たな地域主義というべき教育改革であるという認識から、この「ふるさと教育」が、学校教育、社会教育、家庭教育の基底をなすとおさえ、

◎ 郷土の持つよい伝統や教育風土を生かし、自立を目指す

全人教育としての郷土教育であると同時に、自然愛、郷土愛、人類愛など愛の統合教育であり、よりグローバルな視点から豊かな人間形成を目指す教育である。

と定義づけています。

つまり、「ふるさと教育」は、学校教育、社会教育、家庭教育のあらゆる場面を通して展開される次代に生きる人間教育と考えています。

ふるさと教育 の意義

先に述べたように、地域の活性化は、地域社会の教育力の再生や創造を目指し、町民の暮らしの本拠（地域）を「ふるさと」と呼ぶにふさわしい帰属感、愛情、誇り、住民相互の協調や連帯意識（コミュニティ意識）の形成をその内実とします。

○人間性豊かな町民の形成

したがって、このような学びを通じた人間形成は、地域の活性化と連帯の強化、地域の自治能力と教育力（家庭の教育力を含む）の向上、さらには地域の生活文化の向上など、健康かつ健全なコミュニティの形成に大いに寄与することとなります。

それ故、「ふるさと教育」は、学校・家庭・地域社会の教育力の活性化を図るとともに、人間性豊かな町民を形成する教育ということができます。

また、発展している地域は開放的であり、自由な競争の場にさらされています。私たちの生活を見ても、食べ物、着るものから情報、知識に至るまで、事実上、驚くほど国際化しています。

このような状況下、幅広い交流や協調と競争の中で、地域社会の流動性と多様性は今後ますます拡大していくと思われます。したがって、地域の交流、その延長としての国際交流は、避けて通れないばかりでなく、地域の活性化と発展そのものであると認識すべきです。

このような社会に大切なことは、地域においてはその独自性を見失わないことであり、個々人にとっては、自分というものを見失わないことです。つまり、自分によって役立つものは何か、自分はその世界で何をするのか、自分が大切に思うものは何か、生活の中で何を実現しようとするのか、自分の価値観、自分の主体性をしっかりと確立することです。

○主体性の確立

一般に人が主体性（アイデンティティ）の拠とする基本的な価

○地域ルネッ
サンス

価値観は、その人が生まれ育った文化に求められることが多いと言われます。さらに他の地域に移り住んでは、その地域の人々と交流する中で、自ら主体性を獲得していくこともあります。

このような中で、地域に生きる一人一人が、その地域社会に一体感を持ち、自らの政治的、行政的自律性と文化的な独自性を追求することは、地域の活性化にとって極めて価値のあることです。

したがって、「ふるさと教育」は主体性の確立に資する生涯学習であるということもできます。

また、ふるさと教育の具体的な内容は、無から有を創り出す新たな学習ではありません。それぞれの立場や領域において既実践されていたもの、あるいは気づかなかったことに磨き(接続、統合、改善)をかけて新しいものを再生していく地域ルネッサンスともいえるべき学習です。

3. ふるさと教育の領域

生涯学習の観
点に立った領
域構成

生涯学習は、生涯各期における学習と家庭・学校・地域といった生活関連における学習の独自性を大事にし、意図的・計画的な学習の生涯化と脱学校化を特徴としています。

つまり、学校教育、社会教育といった固定的な考えを排し、総合的、生涯的に学習活動を支援するものであり家庭、学校、地域社会における教育機能を含め、それぞれが相互依存的で開放的な協力関係のもとで、独自の役割を分担する考え方です。

このような生涯学習の考え方に立つとき、家庭や学校、地域社会は、子どもの教育だけでなく、成人期や高齢期を含む生涯各期の学習の場として重要であり、ふるさと教育の大切な学習の場でもあります。

そこで、家庭、学校、地域社会、行政の領域で、ふるさと教育を実践する基本的な役割と主な活動内容を示してみました。

ふるさと教育
の具体的な展
開

「ふるさと」と呼ばれる地域社会は、子どもにとって豊かな生活体験と生活感情を育てていくかけがいのない発達の基盤であるとともに、大人にとっても生活の拠り所であり、労働や余暇の場であり、生産・消費の経済の舞台であります。

「ふるさと白糠」に暮らす私たちに求められているのは、このふるさとに生きることの喜びと誇りを育てるとともに、地域のさまざまな課題を克服し、喜びや誇りを持ち得る地域そのものを育てていくことです。

「ふるさと教育」は、このような地域社会と私たちとの生活のかかわりについての認識を深めながら、自分たちの地域での生活を自分たちで守り、豊かに築いていくための学習や活動です。

内容の視点

従って、この「ふるさと教育」の内容は、経済、政治、文化、教育、福祉、地域活動等といった視点、あるいは生涯各期における学習機会の視点が考えられます。

実践領域

そこで、私たちは、「ふるさと教育」を具現する観点から、実践領域を「産業」「環境」「スポーツ・健康」「歴史・文化」「福祉・人権」「国際理解」「情報」に整理し、次のように具体的な目標と活動内容を示しました。

4. ふるさと教育の実践領域の目標

環 境	・ ふるさと教育の身近な自然環境への関心を高め、自然を体験的に学ぶ。 ・ ふるさとの環境に親しみ、その保全とよりよい環境の創造に努める。 ・ 地球規模で考え、足元からの社会参加、ボランティアなどの行動をおこすこと。
国 際 理 解	・ 外国の異文化を知ることにより国際的な目を開き、ふるさとに対する理解を深め、地域の活性化につながる資質、能力を養う。 ・ 異文化の人々との積極的な交流を図る国際交流学习を取り入れ、グローバル社会に通用する国際標準学力としての多様な資質、能力を育てる。 ・ 国際理解や交流を通して人間尊重の精神や国際社会に通用する責任感、道徳心を育成する。
福 祉 ・ 人 権	・ 社会の中で様々な人々が生活し、生きがいをもって生活していることと人々の違いを認め、共存共生することを理解し、社会の連帯意識を培う。 ・ 福祉、人権に関わり、継続的・交流的な活動を通して、関わり方を考え行動する子どもを育てる。 ・ 幅広く福祉・人権教育の出会いの機会を広げ、生涯にわたる体験や交流を推進する。
歴 史 ・ 文 化	・ 体験的な教育の中で郷土の歴史を学び、文化にふれ、ふるさとの歴史や文化への関心を深め、その発展に努める資質や能力を育成する。 ・ 郷土の伝統文化、芸術文化、生活文化の理解を深め、大切にしながら地域文化活動の保存や創造に努める。 ・ 歴史や文化のふるさと学習を通して郷土のよさを発見し、郷土の発展に寄与する態度の育成を図る。
情 報	・ 情報および情報手段を主体的に選択活用していくための基礎的な資質や能力を育成し、情報を活用する上でのモラルの育成を図る。 ・ 生活を豊かにする各種機器になれるとともに、情報ネットワークの形成を図る。
産 業	・ ふるさとの産業を体験的に学び、その現状と課題を知る。 ・ 日常生活の中で、働く喜び、働くことの大切さを体験し、望ましい勤労観と勤労意欲を育成する。 ・ 地域の特性を生かした町おこしや地域の産業の発展を図る心情や態度を育成する。
ス ポ ー ツ ・ 健 康	・ 生涯を通して心身が健康で安全な生活を送ることができるよう、生涯スポーツの基礎を養う。 ・ 地域の特性を生かしたスポーツの継続、開発、充実に努め、健康の保持・増進を図る。 ・ 町民皆スポーツの習慣化の具現をめざし、総合的・計画的なスポーツ活動を推進する。

5. ふるさと教育の領域と活動内容

領域	役 割	ふ る さ と 教 育 の 活 動 内 容
家 庭	ふるさと教育の原点 生涯学習の原点としてふるさと教育の基盤を培う	・ ふるさと意識や愛着心の育成（家庭保育） ・ 勤労意欲 ・ 健康についての自覚高揚 ・ 人間と自然の共存・共生感情の育成 ・ 高齢者に対する感謝・尊敬する心情の育成 ・ 自分より弱いものへの愛情、他の人への思いやりの育成 ・ 余暇活動の充実（親子の地域諸活動への参加） ・ 学校、行政、地域社会への積極的な関わり
学 校	ふるさと教育の学習基礎機関 ふるさと教育への動機づけを全教科全領域で行う	・ 地域の様々な教育資源を教育課程や教材に取り込む ・ 生活体験学習の活発化（家事への役割参加、地域でのボランティア参加、勤労体験、地域行事への参加） ・ 社会的・文化的施設の教育的な活用 ・ 地域の人材を指導者として活用 ・ 家庭や地域の教育力向上の支援 ・ 地域のカルチャーセンターとして機能する（体育館や校庭等の施設の開放、教育機能を活用した講座・講習会）
地 域 社 会	ふるさと教育の啓発・実践 多様な人間、豊かな自然、先人の文化遺産などとの出会い・ふれ合いを体験する環境を整える	・ 各種学習機会の提供（ふるさと意識の啓培、郷土意識の高揚） ・ 共同行事・協働活動の計画化、活発化（連帯意識の醸成） ・ 体験学習の促進（生活・文化・伝統・自然） ・ 地域における諸団体（PTA・青少年団体・婦人会・老人クラブ等）活動の参加、充実 ・ ボランティア活動の促進 ・ 職業能力開発の充実 ・ 市街地と郊外の交流活動 ・ 地域文化の創造
行 政	ふるさと教育の基盤整備 ふるさと教育に関するすべての施設・事業を総合的にネットワークしていく	・ 推進体制の整備 ・ 学習機会の整備・充実 ・ 指導者の育成 ・ 学習関連施設の整備 ・ 学習情報の促進、相談の場の提供 ・ 関連団体の育成

【環 境】

領域	具 体 的 な 展 開 例
家庭	□ふるさとの自然に対する関心を高め、清潔で、住みよい地域づくりに努める。 ・動植物の飼育・栽培 ・自然の手入れと愛護（家の周りに花や木を植える、庭園づくり） ・土地の有効利用、土地の利用状況の見学 ・ゴミの分別回収、環境破壊防止に関する知識の習得 ・自然体験（野山等の散策等） ・自然学習施設の活用（博物館施設・公園等）
学校	□ふるさとの自然に学び、体験的な活動を通して環境教育を推進する。 ・地域の特性（自然・人材・文化・歴史）を生かした環境教育 ・体験学習を中心とした身近な環境学習（水環境学習） ・地域の環境教育教材の開発 ・家庭、関係機関や地域との連携による環境教育 ・エコロジカルな学校づくり（リサイクル、緑化、適切な廃棄物の処理、アメニティの創造）
地域社会	□ふるさとの自然に親しみ環境を保全し、よりよい環境を創造する。 ・地域の豊かな自然とのふれあい体験 ・地域の豊かな生活環境の醸成（花や緑の環境づくり） ・動物愛護・保護運動への参加・協力 ・身近な自然の保護 ・野外活動の推進 ・地域美化活動（美化清掃奉仕、地域美化パトロール、花一杯運動） ・環境浄化運動の推進
行政	□ふるさとの自然に親しみ、よりよい環境を創造する町民性の育成を図る。 ・自然環境破壊の防止の指導・助言 ・自然環境づくり案の作成と実行（街路樹木の整備・充実） ・環境アセスメントの実施 ・環境悪化防止の施設整備 ・自然とのふれ合い活動の推進（社会参加の促進、条件整備） ・調和のとれた土地利用 ・自然保護サンプチュアリー指定

【国際理解】

領域	具 体 的 な 展 開 例
家 庭	□人間尊重の精神を養い、国際社会に通用する強い責任感と高い道徳心を持つ人間の育成を図る。 ・人権尊重・人間尊重の態度の育成 ・地域、国土や外国の自然・生活への関心の涵養 ・国際情報への関心と国際協力の涵養
学 校	□児童生徒の異文化への理解と郷土に対する理解を深め、地域の活性化の素地になる資質・能力を養う。 ・平和を愛する心の涵養 ・自国意識と国民的自覚の涵養 ・他国・異文化の理解、寛容性、礼儀、教養の育成 ・コミュニケーション能力、交流意欲・態度の獲得 ・連帯意識、協調、参画意識の涵養（国際交流活動への参加） ・国際理解推進校との交流（地域社会を世界からみる） ・外国の学校との交流（地域社会を世界からみる）
地 域 社 会	□積極的な国際交流の実現により、町民の異文化に対する理解と郷土に対する理解を深め、地域の活性化につながる資質を養う。 ・国際マナーの学習 ・国際情報への関心と国際協力への参加 ・国際交流事業への参加、海外視察（地域社会との比較で考える） ・留学生の受入、地域社会に在住する外国人との交流 ・グローバルな視点で考える人材の育成
行 政	□町民の国際化に対応し、地域活性化につながる資質や能力の育成を図る。 ・国際理解を啓発する事業の推進（外国語講座、外国人との交流事業、ホームステイ受入の推進など） ・技術、産業、研修に関する国際交流の促進 ・国内外との交流提携

【福祉・人権】

領域	具 体 的 な 展 開 例
家 庭	□人間形成の基礎づくりとして家庭の福祉・人権教育を推進する。 ・生活の基本ルールの習得 ・うるおいのある家庭づくり（家事労働の分担） ・人間尊重、人権感覚の育成（老人・障害者・子供への思いやり） ・互助活動（隣り近所のボランティア）への参加 ・家族ぐるみのボランティア学習 ・親になる青年の意識啓発・保育ボランティア ・老後への生活基盤計画
学 校	□社会の責任ある構成員として必要な福祉・人権の基礎的な知識と主体参加の動機づけをする。 ・基本的生活習慣の育成 ・福祉・人権教育の具体化 ・福祉・人権教育の日常化、生活化 ・アイヌ教育の推進 ・教職員の福祉・人権教育の理解と研修
学 校	□福祉・人権にかかわる生活や活動を共有する体験を通じて、共存・共生の実感を持つ。（福祉・人権マインドの醸成） ・青少年の基本的生活習慣の涵養 ・社会福祉の理解と奉仕活動への参加（地域のボランティア活動の計画・推進） ・企業・労働組合の社会貢献活動 ・地域福祉の学習機会の充実
地 域 社 会	□幅広く人権・福祉教育の機会を提供し、町民の福祉・人権にかかわる体験や交流活動を推進する。 ・地域住民の学習の必要に応じた福祉プログラムの開発と展開 ・福祉マンパワーの養成と地域住民の福祉教育との連携（ネットワークの形成） ・家庭・学校・公民館・福祉施設・企業などにおける福祉教育の推進とその統合化 ・福祉・人権教育計画の策定

【歴史・文化】

領域	具 体 的 な 展 開 例
家 庭	□郷土の歴史を理解し、郷土の芸術文化に親しむ。(地域の独自性、地域の家誇りや拠り所となる歴史・文化) ・地域の歴史的変化の話し合い ・古くから伝わる伝統芸能にふれる ・地域の子育ての良い伝統についての学習 ・郷土の祭りや伝統行事を楽しむ ・地域の様々な行事や民話・伝統・昔話の学習
学 校	□郷土の歴史を学び、地域の伝統文化にふれ・体験する教育を推進し、地域の歴史・文化に関心を持ち、その発展に努める資質や能力を育成する。 ・地域の歴史・文化の教材化 ・地域の様々な行事や民話・伝統・昔話の学習 ・ふるさと学習を通して郷土のよさの発見 ・愛郷心を養い、郷土の発展に努めようとする態度の育成
地 域 社 会	□郷土の歴史や文化についての理解を広め、個性溢れる地域文化活動の創造に努める。 ・地域の伝統文化行事への参加と継承 ・郷土の芸能・伝統行事の習得 ・地域文化の継承・創造 ・文化遺産の継承（文化財の愛護と保護活動への参加） ・文化活動への参加・協力 ・郷土の歴史の継承（郷土史講座、郷土文化講座）
行 政	□地域の生活文化を大切にしながら、各種の文化的行政施策を総合的・体系的に推進していく。 ・芸術・文化推進体制の充実 ・地域の文化財の保護保全 ・文化環境の整備や施設の建設（図書館等の充実、講座・講演会の開催） ・すぐれた指導者の発掘・養成 ・文化財の愛護と保護活動への支援

【情 報】

領域	具 体 的 な 展 開 例
家 庭	□生活を豊かにする各種機器に慣れるとともに（生活の情報化）、情報の時代に生きる資質を高める。 ・情報の整理・保管・分類 ・情報機器の導入（労働の軽減、情報に対する関心・意欲） ・情報活用能力の育成 ・個人情報の保護
学 校	□情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための基礎的な資質を身につける。 ・情報活用能力の育成 ・マルチメディア活用による授業の改善 ・学校のインテリジェント化 ・情報システムの確立 ・地域と結ぶ情報ネットワークの整備
地 域 社 会	□地域社会の情報化に対応する情報ネットワークの形成と情報活用能力を高める。 ・情報ネットワークによる情報の共有化 ・情報化に対応した学習 ・情報に対するアクセス権とコントロール権の調和（プライバシーの保護） ・情報活用能力の育成
行 政	□町民のふるさと教育を促進する情報ネットワークの形成を図る。 ・情報教育を充実させるための人材活用と町民講座の開催 ・施設・情報の整備と充実（データバンクの創設、ネットワークシステムの整備） ・インテリジェント化を目指した施設づくりの推進 ・多様な学習メディアの貸し出しサービス ・情報公開制度

【産 業】

領域	具 体 的 な 展 開 例
家庭	□日常生活の中で働く喜び、働くことの大切さを体験する。 ・ 家族の役割の理解と協力、父母の仕事への理解 ・ 勤労体験（たくましい勤労感覚の育成） ・ 望ましい職業観の育成 ・ 職業生活の維持・向上（職業人としての知識・技術の習得） ・ 郷土の農水産物の消費拡大 ・ 学校や地域社会との連携
学校	□ふるさとの産業を体験的に学び、その現状を知ると共に、望ましい勤労観を育成する。 ・ 勤労生産学習の推進 ・ 望ましい職業観の育成（関心、感謝、見学や勤労体験） ・ 地域の産業理解とその歴史の理解 ・ 生産技術の体験 ・ 進路指導（就職指導）
地域社会	□ふるさとの産業を体験的に学び、大切に守り育てる心情や態度の育成を図る。 ・ 職業教育の推進（職業能力の開発） ・ 地域産業の振興 ・ 技術情報の交流、相互啓発、特産物の開発 ・ 勤労者、企業の表彰 ・ たくましい勤労感覚の育成 ・ 消費活動に関する学習活動の推進
行政	□町おこしや地域の産業を盛り上げる支援活動をする。 ・ 勤労体験学習の場や機会の提供 ・ 勤労能力を開発するための支援 ・ 余暇利用施設の整備・充実 ・ 商工会、漁協、農協との連携・協力による地場産業の振興 ・ 地域の特性を生かした産業の支援

【スポーツ・健康】

領域	具 体 的 な 展 開 例
家庭	□町民皆スポーツの習慣化と健康・安全の保持、増進を図る。 ・各自の健康メニューの実践（体力づくりに目標を持ち、毎日実践） ・健康・安全の基本的生活習慣の確立（交通ルール・マナーの徹底） ・ふるさとの自然環境を生かした多様な運動の体験（地域のスポーツ行事への参加） ・防災意識の涵養、生活環境の安全点検 ・健康学習
学校	□地域スポーツの楽しさを体得し、生涯スポーツの基礎を培うと共に、健康教育を充実する。 ・地域環境を生かした体育・スポーツの実施 ・学校体育施設の開放 ・心と身体の健康の確保 ・健康増進のための教育環境の整備（食環境も） ・競技スポーツへの関心と参加 ・生活環境の安全点検、防災点検、防災教育 ・交通ルール・マナーの徹底
地域社会	□地域の特性を生かしたうるおいのある生涯スポーツの継続と健康の保持、増進を図る。 ・地域スポーツ活動の活発化（スポーツ大会やレクリエーション行動） ・地域スポーツクラブの活発化 ・健康・安全意識化と生活化、防災運動 ・生活スポーツの確立（体力に応じた一人一スポーツの継続） ・地域の危険箇所点検 ・職場施設の開放
行政	□町民の健康づくり、スポーツ活動を推進する。 ・地域スポーツの振興、普及及び意識の啓発（大会、研修会、PR活動） ・多様なスポーツ活動に対する助言、行政サービス（交流会、指導者の発掘・養成、用具等の貸与） ・地域スポーツ活動の場の整備（施設の整備、学校開放、施設のネットワーク化） ・総合的な健康づくりの推進 ・地域医療の充実

Ⅲ. ふるさと教育に応える学校教育

1. 生涯学習社会における学校教育

これからの学
校教育に求め
られるもの
○教育・学習
体制の総合
的な検討と
整備

先にも述べたように、今日、生涯学習体系への移行にあたって、家庭教育、学校教育、社会教育における新しい観点からの教育・学習体制の総合的な検討・整備が求められています。

そのため、学校教育においては、生涯学習の基礎を培う観点から、心身の調和のとれた発達を促すとともに、一人一人の個性を生かす教育の充実を図り、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力の育成を図っています。

したがって、平成4年度以降、小学校から順次実施された学習指導要領でも、従来の教科の系統性を重視した学習指導を基盤としながらも、自然・社会・人間等の知識の深化や豊かな人間性の育成を目指しています。

また、学習指導の実際においても、問題解決的な学習や体験的な学習が大きな比重を持つようになって、地域の自然・社会・人間の存在と協力が以前にも増して重要になってきています。

さらに、完全学校週5日制の導入は、学校・家庭及び地域社会の教育の在り方や相互のかかわりを見直し、それぞれの教育力を高め合う中で、子どもたちがこれからの社会で生きていくために必要な資質や能力の育成を目指すものです。

そして、第15期中央教育審議会の第一次答申にもあるように、子どもたちの教育は、学校・家庭・地域社会が相互に連携してそれぞれの適切な役割を果たすことを理解するとともに「学校のスリム化」を図りつつ「家庭や地域社会との連携・協力」に積極的な取り組みを求めています。

2. 地域に開かれ、地域に根ざした学校づくり

学校教育の
役割

学校教育の重要な役割は、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、生涯にわたって主体的に学ぶための資質・能力を育成することです。

そのため、新しい教育課程の改善にあたっては、「自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる資質や能力を育成すること」を改

求める力の
背景

訂の柱にし、自ら学び自ら考えて問題を解決する能力や、他人と協調し他人を思いやる心の育成等、これからの変化の激しい社会において生涯学び続け、たくましく生きていくための基盤となる資質や能力の育成を求めています。

子どもたちにこのような力を求める背景として、前段でも述べられたように、一般的には豊かな生活体験の不足があげられますが、要約すると次のようになります。

まず、都市化等による遊び場や集団の変容が自然のふれあいや異年齢交流体験を不足させ、また、情報化社会への進展が体験に基づいた知恵や技能を不足させ、さらに、核家族化・少子家族化が多様な人間関係を醸成する機会を不足させ、そして、物質的に豊かな社会が自主性や創造性を不足させているなど、さまざまな体験の不足が取り上げられています。

したがって、このような「自然とのふれあい」「異年齢との交流」「自発的・自己充足の体験」「社会参加・勤労の体験」「困難・失敗体験」等、子どもに欠けがちな豊かな生活体験を補うことが求められています。

そのため、「生きる力」をキーワードとする今回の教育改革では、これからの学校教育は社会に一層開かれた存在であると説き、学校が常に地域や家庭と一体となって運営することが重要であると提言しています。

教育課程の編
成にあたって

そこで、学習指導要領では、各学校の教育課程の編成にあたり、以下の3点に留意するよう示されています。

○教育活動の
計画・実施
から

一つは、教育活動の計画や実施の面で、地域の自然・文化や人々の生活を取り入れること、地域の自然や施設を積極的に利用した活動の機会を設定したりすることを求めています。

○学校教育の
効果的推進
から

二つ目は、学校教育を効果的に進めるため、学校が地域社会に積極的に働きかけるとともに、その理解と協力を求め、学校内外を通じて児童生徒の生活の充実と活性化を図っていくことを求めています。

○学校と地域
のかかわり
から

三つ目は、学校の教育活動に地域の人々の理解や協力を求めたり、家庭や地域社会の学校運営に対する建設的な意見に耳を傾けたりすること、家庭の在り方が学校生活にも大きな影響を

与えていることを考慮し、学校が家庭との連携を深め、児童生徒の生活の活性化を図るようにすることも強調されています。

このように考えますと、学校教育では、児童・生徒の生活の充実や活性化、学校改善の観点から、教科や道徳、特別活動においても、家庭や地域との一層の結び付きが必要であり、その意味で地域に開かれ、地域に根ざした学校づくりを進めていくことが特に大切です。

このことは、平成14年度からの新しい学習指導要領の中でも、より一層の重視が求められており、その意図するところを十分に理解しなければなりません。

3. 学校におけるふるさと教育とその意義

「地域」と
「ふるさと」

「家庭や地域社会との連携・協力」「地域に開かれた学校」「地域に根ざした学校づくり」の「地域」とは、子どもたちが生まれ育っていく地域、子どもが現実生活する空間です。そこには、人や事象、文化等が存在する空間があり、人の暮らす土地があります。

「ふるさと」は、この「地域」と読み替えることのできる言葉ですが、「ふるさと」という言葉には、温かさや懐かしさといった感情的な要素が付随しています。そして、「ふるさと」は、子どもが生まれ育っていく地域であり、ふるさとの人や自然・文化を含み、子どもが多くのことを学ぶことのできる環境のことでもあります。

ふるさと教育
と子どもたち

しかし、子どもたちは、朝や夕に微妙に変化する自然や貴重な文化財に接しても、さしたる感動もなく過ごしています。これは、日々の生活の中であまりにも身近なものであるため、漫然と過ごしてしまいがちになるのです。

そこで、このふるさとの自然や文化財などを教材として取り上げたり、体験的な学習により、すばらしさや豊かさなどに触れさせることは、子ども一人一人にとって意義のあることです。また、これらの素材を教材化して、より高い認識をもたせることにも大変有効です。

したがって、「ふるさと教育」とは、このような「ふるさと」

学校教育におけるふるさと学習とそのねらい

ふるさと学習の実践にあたって

願う子どもの姿

のすばらしさや豊かさにふれさせる視点を与える教育であり、「ふるさとに心を寄せる教育」でもあります。

以上のような考え方に立ち、学校で推進する「ふるさと教育」を全教育活動を通して展開される「ふるさと教育の学び（学習活動）」にとらえ、学校教育での具体的な実践においては、以後、「ふるさと学習」と称します。

そして、学校で推進する「ふるさと学習」は、

◎ふるさとの自然、文化、人物、施設などを教育課程に位置づけ、教科、道徳、特別活動や日常生活でふれ、調べ、働きかける等の活動を通してそれぞれの目標を達成するとともに、ふるさとのよさや課題を発見し、自然愛、郷土愛、人類愛をもって住みよいふるさとを目指そうとする心と、よりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。

ことをねらいとします。

これらのことは、全く新しい観点での実践ではなく、すでに多くの学校が実践していることです。教科における地域素材の教材化、体験学習、ボランティア活動、環境教育、国際理解教育や作品応募、地域行事への参加等、全てがこの観点からかわるものであり、これらを広い視野からふるさとのすばらしさや豊かさ等にふれさせる視点で再度見直し、整理・統合・系統化して構造的に深化・発展させることなのです。

つまり、「ふるさと学習」では、子どもたちにはふるさと白糠の自然や人間、社会、文化、産業などとふれあう機会を授業を通して意図的・計画的に充実させ、そこで得られたすばらしさや豊かさ等の感動体験や誇りを重視することによって、ふるさとのよさを再発見し、ふるさとへの愛着心やふるさとに生きる意欲を喚起させます。

そして、「ふるさと学習」で期待することは、単なる地域の教育を越えてふるさと白糠をたくましく切り開いていく能力を備え、心豊かで生きる力を身に付けた子どもの育成と、白糠で生まれ育った子どもたちが、どこで生活するようになって、ふるさとへの

・ 思いを基盤に、その地域社会の形成者として尽くすことのできる視野の広さと社会性に富んだ子どもを育成することです。

4. ふるさと教育をめざす学校経営

現在までの
取り組み

私たちは、白糠町の公立学校として、ふるさと白糠に根ざす教育を推進し、白糠町に生きる自覚と自信、歓心（喜び）と誇り、そしてその文化を正しく継承・発展させる力を陶冶し、素直さ、思いやり、粘り強さをもってより健康的に生きる健全な子どもの育成に努めています。

そのため、日常的に地域の協力を得ながら、子どもたちにふるさと「白糠」の自然や人間、社会、文化、産業等とのふれあう機会を充実させ、そこで得られる感動体験や誇りを重視することによって、「ふるさとのよさの発見」「ふるさとへの愛着心の育成」「ふるさとに生きる意欲の喚起」を願ってきました。

しかし、学校経営の実際において、町の教育行政方針に示される「ふるさと教育」を強く意識し、具現化してきたかと問われると、心もとない面も多々あったように思います。

今後の推進に
あたって

したがって、ここに改めて、「ふるさと教育」を推進する学校経営の基本的な進め方をまとめてみます。

○学校経営への
位置付け

「ふるさと教育」の推進にあたっては、まず第一に、「ふるさと学習」について学校経営の方針や重点に位置付けることが大切です。

○児童生徒の実態、生活している家庭や地域の実態を十分理解して経営の方針などに生かし、教育計画の見直しを図ります。また、学校の教育目標、学年・学級目標に「ふるさと学習」の趣旨やねらいを意義づけるなどの工夫をします。

○全教職員の
共通理解

第二に、「ふるさと学習」の意義や必要性和その背景などについて、全教職員の共通理解を図ることが必要です。

○特に、学校教育は、地域の人々の知恵や地域の自然・文化を取り入れた創意工夫を大切にしなければならないことを理解し合い、とかく閉鎖的になりがちな体質の改善に努めます。

○地域環境を
生かした教育
活動

第三は、地域の資料（リソース）を生かした教育活動を積極的に推進することです。

○地域素材の教材化、体験学習や現場学習の推進、地域に

合った教育目標の設定・教育内容の重点化など、地域に根ざした特色ある教育課程の編成と授業の活性化に努め、「ふるさと学習」のねらいが各教科、道徳、特別活動等で達成するように実践します。

○特に、生活科は「ふるさと科」といわれ、ふるさとのことを学びながら自立の基礎を培う教科です。したがって、学校や家庭、身近な地域が学習する対象となり、子どもの経験・発想・追究・表現を大切にしながら授業を組み立てる「ふるさと学習」そのものであり、この生活科の発想を他の教科学習に幅広く生かしていきます。

○家庭や地域との連携

第四に、家庭や地域との連携を深める観点から、学校や教職員が、地域やP.T.A活動などに積極的にかかわり、家庭や地域と連携する中で教育活動を進めていくことが望まれます。

○各地域の祭典行事への参加、地域の人たちとのふれあいを深める活動、あるいは地域の人と一体となった学校行事の創造などを推進します。

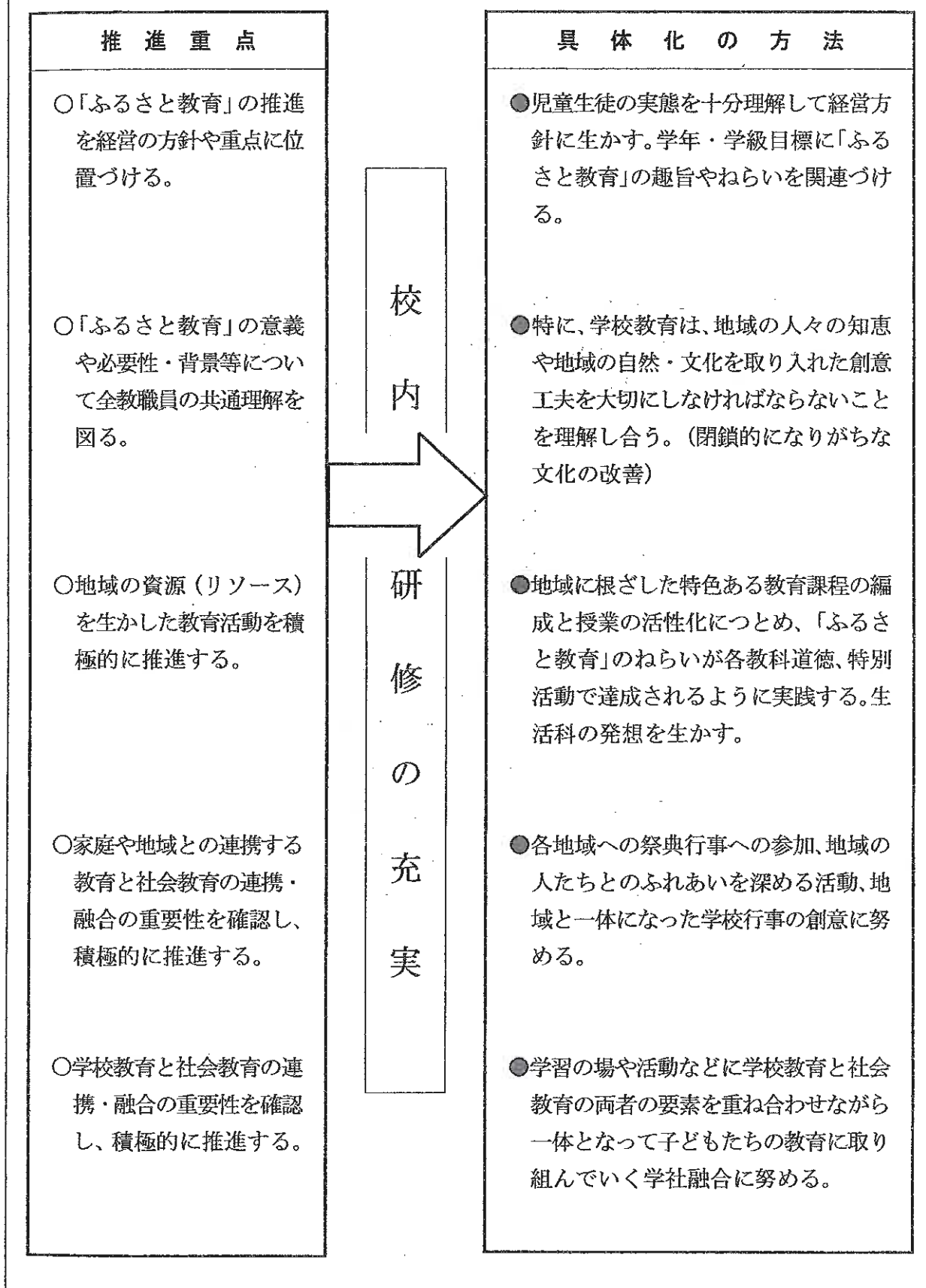
○学校教育と社会教育の連携・融合

第五は、学校教育と社会教育との連携・融合の重要性を認識し、積極的に推進することです。

○今日の社会の変化に伴う人々の多様化する学習要求に応えるために、社会の持つ多様な教育機能の活性化を図り、人々の生きがいのある人生を築くとともに、共に生きる地域社会の実現に向けて社会教育の重要性が叫ばれています。したがって、「ふるさと学習」は、「いつでも」「だれでも」「どこでも」学べる社会教育と学校教育との連携・融合を積極的に推進していきます。

○人々との目的意識の下で、自分たちの地域にある四季の変化に富んだ白糠の自然、「駒踊り」「西庶路音頭」「木遣音頭」「沖あげ音頭」などの文化・芸術、郷土、芸能、歴史等を中軸とした活動に、未来社会を生きる子どもたちをかかわらせることは意義深いことであり、学習の場や活動などに学校教育と社会教育の両者の要素を重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいく学社融合を推進します。

ふるさと教育を目指す学校経営



IV. ふるさと教育に応える社会教育

1. は じ め に

生涯学習社会
における社会
教育

今日、急激に変化する社会では、絶えず新しい知識や技術・価値観が出現し、技術革新への対応や住みよい地域を創るため、人々が積極的に学ぶことを社会が望み、期待するとともに、人々の間には学習を通じて仲間や生きがいを求める機運が高まってきています。

このようなことから、臨時教育審議会では学歴社会の弊害を意識しつつ、生涯学習体系への移行を提唱し、生涯学習関連施策を体系的、総合的に講じるようになりました。

本町でも、「まちづくり」の指針を「ひとづくり」とし、平成9年度を生涯学習元年として、ふるさと教育を基軸に、生涯学習によるまちづくりの諸施策を取り入れました。続く10年度には、ふれあいや感動など各種の体験を重視することによって、ふるさとのよさを再発見し、ふるさとへの愛着心や生きる意欲を喚起する人材の育成を期待して、第6次町総合計画及び第5次町社会教育中期計画を策定しました。

これからの社
会教育に求め
られるもの

今、21世紀の新しい時代を迎えるにあたって、これからの社会教育に求められるものとして、地域住民の顔を見ながら、多種多様な学習を支援しつつ、その先に見える住民参画型の「まちづくり」へと結びついていく「実践的な地域づくり活動」への展開があげられています。

生涯学習と生
涯学習社会

本町が進める生涯学習とは「一人一人が自由に、そして自らテーマを選び、自分にあった方法・手段を探りながら、年齢を越えて生涯にわたって必要なことを、必要なときに学ぶ」ことであり、だれもが「いつでも、どこでも、なんでも」学べる仕組みが整っていて、学んだ成果が正当に評価される生涯学習社会を目指しています。

ここでいう生涯学習とは人間がその生涯を通じて行う学習活動のすべてを包含した概念であり、意図的、組織的な学習以外に偶発的な学習も含みます。また、新しい知識・技能・態度などが結果として習得されるような、あらゆる場面も含みます。

生涯学習とふるさと教育

したがって、学習は学校だけではなく地域や家庭でと、あらゆる場面を想定しているため、学校以外のさまざまな教育力に負うところが大きくなってきています。つまり、子供たちをはじめ地域の住民が「いつでも、どこでも、なんでも」学べる仕組みをつくるときの「いつでも、どこでも、なんでも」とは、まさに行政が行っている全町的、総合的な取組みそのものを指しています。

学ぶ機会は至る所に存在し、それを活用するかどうかの選択権は学習する側に委ねられますが、そこに至るまでの環境が整備されれば、住民の主体的、積極的な学習が大いに期待されるところとなります。

また、生涯学習の観点からふるさと教育を考えると、ふるさと教育とは、人間愛、自然愛、郷土愛など人間としての愛の統合教育であり、地域に織り成す人・文化・自然をこよなく愛し、そこに生きがいをもって精進するとともに、そのことが、広く「まちづくり」に発展していくことを究極の目的としています。

このことは、住民の主体的な参画による共同作業・相互学習によって地域を知り、地域を見直し、「まちづくり」を進める社会参加活動であると定義され、ふるさとをテーマに「知り、学ぶ」ことで自分自身を探す（自己発見）個人の生活の充実の側面があり、個人レベルでの生涯学習につながっていくことやその学習成果をもって、「まちづくり」に参画していこうという地域レベルでの社会の発展という側面があります。

本町が進めるふるさと教育は、ふるさとに目を向け、ふるさとを愛する心を育み、そしてふるさとづくりに貢献する社会的ニーズに応える学習活動として、豊かな人間形成を目指す教育です。学びを通した人間形成は、地域の活性化と連帯、自治能力の強化、さらには、生活文化の向上等、コミュニティーの形成に大いに寄与するものであり、学校や家庭、地域社会の教育力の活性化につながります。

また、その学習テーマは、日常の身近な生活の場で、文化やスポーツなどを含む様々な分野にわたり、その活動は、ふれあいを通して得られた「感動体験」や「知恵」をもって、生涯学

習者として生きる力を喚起し、「まちづくりの実践者」として、しなやかに生きる力を身に付けていくことが期待されるとともに、自分の住んでいる地域を知ることを通して、さらに一歩踏み出して地域を創ろうとする意欲を喚起させていきます。

このことは、地域を知ることが「おもしろい」「楽しい」と感じ、「だからこのまちに住んでいるんだ」という主観的確信によって、「ここが好きだ」というレベルまで至るとき、ふるさと教育が「まちづくり」の実践的手法として誕生することになります。

ふるさと教育は、これまでの一方的な指導的な学習から脱却したイメージ共有型学習への転換であり、自らが「まちづくり」に参画しているという学習成果の社会的活用は、生涯学習の目指す「ひとづくり」へとつながるものです。

社会教育の役割

ふるさと教育を推進する本町において、社会教育の役割とは住民の自発的な学習を促進・奨励し、さらに部局、民間の学習事業とも連携を図るとともに、学校と協力・融合し、総合的な学習体系や内容の充実を図ることです。つまり、人々が生涯にわたって行う学習活動を側面から支援することであり、学習活動の支援は、住民の主体的な活動を原則に、多様で多彩な学習の場と機会を提供することにあります。

この学習機会を、総合的・体系的に提供するためには、住民の学習ニーズを的確に把握するとともに、テーマ別に学習プログラムを企画立案し、関係する民間事業を積極的に取り入れ、より効率的な事業を展開することが必要です。

そのためには、マルチメディアやインターネットなど時代的要請に対応し、ソフト開発など新たな学習方式を開発するとともに、多様化、高度化する学習ニーズに応えていくことが緊要となっています。

2. ふるさとの環境、文化を守り育てるひとづくり

指導者の存在と役割

ふるさとの環境や文化を守り育てるには、その促進、援助にあたる指導者の存在が極めて重要であり、これらの指導者は、地域の中にあって後世に伝えなければならない貴重な文化財を保護、保存する役割を果たすものです。

指導者の養成
・確保

ふるさと教育を進めるためには、地域の環境や文化を守る様々な分野の指導者を養成・確保し、その活用を図ることが求められています。

また、その活動を活発にするには、地域からの多くの指導者が必要であり、その養成については、教育委員会を中心とする行政に期待されるところです。

これら養成事業を進めるには、指導者の位置付けと役割を明確にして、有効に活用できるような体制を整えることです。さらに、人材を確保するためには、養成を目的とした直接的な方法と学習メニューの中に養成のためのメニューが位置付けられる間接的な方法があり、柔軟で創造的な方法も人材育成を図る上で重要です。

本町では、これまでの人材育成事業の歴史や他市町村、先進地に学び、役場生涯学習推進室が窓口となって、平成11年7月に学びの支援ボランティア事業として「まちづくりD o ・ S u n ・ C o 」を立ちあげました。

この事業は地域の特技や知識、技術を持つ方々に「まちづくり」の一員として、自主的に登録してもらい、ボランティアの心を持って活動する人たちの支援をしようとする人材情報制度です。

登録者の大半は、その活動を職業として行うものではなく、何らかの職業に従事するかたわら、あるいは、余暇活動として行うものであり、指導面で素人が多く、資質・能力向上のための講義や実技、「まちづくり」の実践者としての更なる意識啓発など各種の研修が必要となっています。

これら町生涯学習推進本部や実践団体である同推進会議が行う人材育成事業に対して、社会教育では様々な場や機会において登録された人材を積極的に活用するよう準備を進めているところです。

このように、地域においてふるさと教育を積極的に進めるためには、様々な教育力を発揮する可能性がある成人教育を平行して推進していくことが必要であり、そのためには学習の場や機会、研修の充実が大切となっています。

ふるさとの教
育力を育む成
人教育の推進

学習活動と学
習機会の提供

家庭、学校、地
域の連携

一般的に成人が学習する目的は、家庭生活や職業生活、社会生活において、その責任を果たすためであると同時に、心の豊かさを求めたり、人間性の回復、疎外感の克服、生きがいの実現、情報の選択などのためであることが考えられます。

これらの学習活動では、自己教育力の向上とともに個人の魅力や能力をいかに地域社会に生かしていくかが重要であり、単に自分のためだけではなく、自己の実現をどうひとつづくりやコミュニティづくりに還元し、発展させていくかなど、学びがいをもたらす方向で学習機会を提供することが必要となってきます。

また、成人の教育には子供を中心に家庭や学校、これらを結ぶ身近な存在としてのPTAや家庭教育学級等があり、父母と教師、地域住民が連携、協力して家庭や学校、地域における子供の健全な成長を図ることは、ある意味で家庭教育と学校教育の連携の象徴的存在であるといえます。

3. 町民主導のふるさとづくりのための支援

ふるさと教育は郷土史や郷土芸能など歴史、文化ばかりではなく、経済、政治、文化、教育、福祉、地域活動等に関わるものもあり、住民の生活全般の理解につながる教育といえます。さらには地域でのより豊かな生活に結びつく、まちづくりの教育全体のことをいい、このことは、単に学習内容の理解や技能の習得に終わらず、豊かな教養・生活地域づくりと自己実現能力の向上、そして住民参加の地域づくりへと結びついていくことが期待されます。

物の豊かさから心の豊かさを希求する今日、地方分権や規制緩和を視野に入れ、住民が自分の地域に目を向け、自分が生活する地域を愛する心を育み、そのことが、地域づくりに貢献する各種の活動に発展することが期待されています。そのためには、町民主導のふるさとづくりが必要であり、その方策として地域づくりを進めるグループや団体の育成と支援が考えられます。

グループ、団
体の育成、支
援

これらの支援は、住民がふるさとについて考え、多種多様な活動の中からまちづくりに関わることになり、ふるさと教育の

推進は本町が目指す生涯学習社会の実現に大きな意味を持つものであるといえます。

グループや団体の育成は、住民の自発的な学習活動の促進を支援する視点に立てば、個人学習への支援と並んで重要なことであります。また、地域や職場の仲間、あるいは、全く異なる職業などをもつ住民がふるさとをテーマに学習を通じて仲間となり、学び高め合うことは、学習意欲や学習効果をより高めることにつながっていきます。

今後は、休日の拡大を背景として、これらの活動はますます盛んになることが予測されます。まちづくりや相互啓発の観点から考えれば、地域の様々な目的意識を持った学習グループ、同好会、ボランティアサークル等の発掘や活動を支援するとともに、比較的小規模な団体、サークル等の育成も積極的に進めなければなりません。

本町でも、役場職員が地域に出向き、住民とともに学ぶ相互学習「出前講座」の開設により、仲間づくりやサークル化、活動の向上に努めています。町民主導の学習は、まちづくりの様々な主体的活動を促すものであります。

4. ふるさとづくりのための場と機会の提供

今後、ふるさと教育を積極的に進めるには、新しい学習方法の研究や開発とともに学校を中心に関連する部局、機関との連携が一層重要となってきます。

そのためには、学校や地域など関係機関と一層の協力を図りつつ、連携から融合に努め、実施する事業や運営についての見直しを図ることが必要です。社会教育関係施設だけでなく様々な施設を総合的、計画的に配置し、活用することにより、多様な学習の場や機会の提供が可能であると考えていかなければなりません。

本町では、実践活動を行う各種団体をまとめた生涯学習推進会議が組成されており、総合的な連絡調整及び直接的指導は同本部が行っています。社会教育は、同会議の援助、協力のもとに、これら団体の積極的な活動を促し、各種の研修や事業が連携を持って進められ、まちづくりにつながる活動として取り組んでいくことが必要になっています。

施設整備

本町に点在する山や海、川などの自然や歴史をしのぼせる埋蔵文化財包蔵地などの文化遺産、あるいは、各種産業施設なども地域の学習資源として、視野に入れておくことが大切です。これらの総合的な整備によって、住民の学習拠点が形成され、様々な年齢層の住民が自由に交流し、多様な学習が促進されていきます。さらに、地域全体の学習環境が整うことにより、学習を進める雰囲気もおのずから醸成されることが期待されます。

本町がめざす生涯学習社会とは、この町に住むすべての住民が学習成果を生かして日常的に活動する社会のことをいいます。学習成果の社会的活用は、人間の自然な自己表現欲に支えられた行動であり、それを一般的には、ボランティアといいます。社会教育の活動はふるさと教育を進める中で、この自然な自己表現活動の社会的水路を導き、学習体験者の自然的な行為によるボランティア活動の盛んな社会の形成に関わるものです。

また、この表現活動の対象分野は、私たちふるさとに住む人間生活の全分野に及ぶものです。ここでの学びは、学習者相互によって、一層確かなものになり、さらに人間同士が仲間としてつながっていくものです。

ふるさと教育を進め、地域に住む私たちが、自分自身の幸せをつくっていくためには、周りの人との豊かな人間関係を良くしていくという人間形成が基底にあり、豊かな人間関係は、住みよいふるさとづくりにつながります。

後2年で21世紀を迎えますが、破壊されたものは復元し、残されたものは保存することを基本に、人と自然が共生する環境づくりの中で、後世に我が「ふるさとのまち白糠」を残さなければなりません。

そのためには、自然と人間が「共生」し、安心して生活でき、地域に愛のある「まちづくり」が必要です。

「まちづくり」の基本は「ひとづくり」であり、「こころ」ある住民の集まりは、やがて「こころ」ある「まちづくり」を進め、こころある「まち」が出来上がるといわれています。そこには住民が主体となった手づくりの様々な「こころ」のこもった協働作業がみられます。

V. 具体的な指導計画及び実施計画の作成にあたって

1. 学 校 教 育

(1) は じ め に

教育改革の基
本的な考え方

平成8年7月に公表された中央教育審議会の第一次答申(「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」)では、学校・家庭・地域社会を通して教育全般の今後の在り方についての提言があり、とりわけ、今日の子どもたちを取り巻く教育環境からみて、もっと「ゆとり」のある環境の中で子ども一人一人に「生きる力」を育むことの必要性を述べています。

また、平成9年11月の教育課程審議会中間まとめ(「教育課程の基準の改善の基本方向について」)、平成10年6月の教育課程審議会審議まとめ(「教育課程の基準の改善について」)においては、変化の激しいこれからの社会において、「ゆとり」の中で「生きる力」を育むことの重要性を強調しています。

これは、極めて重要な提言であり、今後、各学校においては、自校の教育活動全体を多面的に見直して教育内容の厳選を図るとともに、地域や学校、子どもの実態に応じ、創意工夫を生かして特色ある教育活動を展開できるようにしなければなりません。

この背景は、先にも述べたように、先行きが不透明で変化の激しい社会の到来により、人々の価値観が多様化するとともに、高齢化、少子化などの社会事象の中、子どもたちは、自己決定の機会が減少して決められた路線に従って行動する傾向が強くなり、自主性や創造性の欠如が叫ばれてきたことが大きな要因といえます。

これからの
学び

したがって、学校教育を「一人一人の児童生徒が自己実現に向けて自己を形成していく過程」(自分探しの旅)であるにとらえ、21世紀に生きる人間像を描きながら、生涯学習に対応した「学び」を構築する必要があります。

つまり、

○「学び」とは、自然・社会・文化・歴史・人間との感動的なふれあいである。

教育改革とふ
るさと教育推
進の整合性

○「学ぶこと」とは、自らが人間としての基礎・基本を身に付けること、文化遺産を継承し新しい文化の創造に努めること、自然と共生し他とともに生きていける力を身に付けることなどをめざして、多様な価値の追究を図っていくことである。

という認識に立って、自ら課題を追究していく心構えを持つとともに、自主的・自発的な学習の展開を全教育活動の中で図っていくことです。すなわち、従来の受け身的な「学習」から、「自ら獲得していく学習＝学び」へと転換していくことが求められています。

中央教育審議会や教育課程審議会など各種審議会の答申で示される教育改革の基本的な考え方やその内容は、前述した「ふるさと教育」がめざす基本方向であり、具体的な実践内容であるといえます。

したがって、「ふるさと教育」の推進は、教育改革の推進であり、21世紀に生きる子ども像の実現にあたると考え、学校教育を推進する教育課程への位置付けについて、「ふるさと学習」としてその基本的な考え方を明らかにしていきます。

(2) 教育課程への位置付けの基本

現時点で、「ふるさと学習」として取り上げられる内容は、「各学校の創意工夫を生かした横断的・総合的な学習」を目指します。

具体的な実践領域としては、先にも示した「環境、国際理解、福祉・人権、歴史、文化、情報、産業、スポーツ・健康など」があげられます。

また、各学校の創意工夫を生かすということは、各学校がそれぞれの必要に応じて設定した学習内容について、それぞれ独自の方法により展開していくことが期待されます。

したがって、教育課程の編成にあたっては、次のような点について明らかにしておくことが必要となります。

- ① 各学校の実態に応じて、子どもたちに何を育む必要があるか。
- ② そのためには、どんな学習内容を取り上げるべきか。

教育課程の編
成にあたって

③ 自らの興味・関心に基づき、ゆとりをもって課題解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度の育成を図るために、どのように展開していくか。

学校現場の発想としては、とにかく何を取り上げるかという②からとりかかる傾向があります。しかし、環境にするか国際理解にするかなどという窓口（実践領域）論から入ってしまうと、従来から行われてきた教科学習と同じ発想になりやすく、「地域や学校の実態に応じ、各学校が創意工夫を十分発揮して展開する」ことが難しくなります。それぞれの学校で、児童生徒の実態の中から「ふるさと学習」の意義を理解し、今後の社会を展望したときに育てておくべき問題点（主体性・創造性等）を考えることが、まず最初になければなりません。育てる必要がある点が明確になれば、そのためにどんな活動を児童生徒にさせるかが出てきやすくなります。そして、活動が見えてきてからどんな窓口（実践領域）にするかが問題となります。

その際に、従来の教科指導の中では、とにかく知識・技能注入型の授業になりやすい傾向があり、それが受け身タイプの児童生徒を生み出す原因の一つになっていないかという反省から、児童生徒の能動的学習を促すことを考慮に入れて窓口（実践領域）を考えてみる必要があります。その意味では①～③の順で考えていく必要があります。

これは、いわば各学校が「ふるさと学習」を推進していくにあたっての哲学の部分であり、ここを経ないで何を取り上げるかという発想をしてしまうと、本来的にねらっている学習の目的が十分に果たせなくなります。

「ふるさと学習」を教育課程に位置付けるにあたっては、各学校がそれぞれの学校の実態に応じて学校としての哲学をどうもつかがポイントとなります。

(3) 位置付けのための必要条件

従来までの学習を「ふるさと学習」という新しい視点から教育課程に位置付けていくのですから、それなりの事前の手だてが必要となります。ここで、その条件について考えてみます。

① 学校経営としての位置付けをもつ

学校経営への
位置付け

教育課程に位置付けるにあたって、先にも述べた通り、学校としての哲学を明確にするということは、学校経営上の指針と一致するものでなければなりません。したがって、校長は児童生徒の課題についてのある程度の見通しをもち、また、「ふるさと学習」の意義を踏まえて課題解決へ向けての方向性ももちあわせていなければなりません。中央教育審議会の「今後の地方教育行政の在り方について」の中で述べられているように、校長としてのリーダーシップを発揮することです。もちろん、学校経営方針に位置付けを図るにあたっては、学校の実態を十分に把握し、校長の独善に陥ることのないように配慮しなければならぬことはいうまでもないことです。

学習活動の
見通し

② 年間を通した学習活動を見通す

「ふるさと学習」は、その性格から、特定の1単位時間ごとに学習の成果をみるようなことは原則としません。年間の多様な学習場面や数年間の学習活動を通して成果を問うものであり、また、児童生徒が「問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む」のですから、ある程度長期的スパンをみななければなりません。したがって、年間を通してどのような学習活動の流れになるかという見通し、あるいは発達段階を考慮した数年間の学習活動の流れの見通しをもたなければなりません。

柔軟性をもつ

③ 柔軟性（フレキシブル性）をもつ

「ふるさと学習」は、地域の身近な素材を活用し、児童生徒の主体的、創造的な活動を主にしていくのですから、学習活動の枠組みを固くとることはなじまないことが数多くあります。固定した枠組みをとるほど、教科書中心・教師主導型になりやすいという傾向をもたらすことになりがちです。ただし、担当する教師が個々の個人的判断にだけ頼って融通性をもつことは、活動レベルの低下を招くということにつながるおそれがあります。柔軟に扱える限界や場面について、どう対応するか原則を明確にしておかなければなりません。

組織分担の
明確化

④ 組織としての分担を明確にする

「ふるさと学習」の推進にあたっては、新たな視点から学習活動を展開するわけですから、組織上の位置付けも明確にして

活動イメージ
の共有化

おかなければなりません。単に教務部や研修部の中の一部として付属的に位置付けるようでは、組織として十分に機能することは期待できないと思われます。学校の状況や校長の経営方針とあわせて、どのような組織を作り、どう仕事を分担していくかを明確にしておかなければなりません。

例えば、児童生徒の実態や地域にある素材を把握するためには、どこが分担してどのようなことをやるのかという具体的なところまで明確化しておきたいものです。

⑤ 学習活動のイメージの共有化を図る

「ふるさと学習」について、学校としての学習活動の展開における教員のイメージの共有化を図ることは、どうしてもしておかなければなりません。単なる教科の学習と違って、「ふるさと学習」の活動を展開するには、推進していく教職員間のイメージの共有化が図られていないと、同じ学年でもその成果に大きなバラツキを生じさせる原因を作ることにつながります。単に教育課程に位置付ければ成果が期待できるというわけにはいきません。学習活動のイメージの共有化を図れるかどうか、成果を大きく分けることにつながります。

(4) その他位置付けにあたって考えるべきこと

時間配当にあ
って

「ふるさと学習」を教育課程へ位置付けするには、年間の授業時数の配当を考えなければなりません。

時間配当には、実践する内容はもとより、いくつか考えておかなければならない基礎条件があります。

一つは、学校の設備条件です。学習活動のイメージができれば、その活動のために必要とされる設備条件があり、学校の日課表や時間割の工夫等も必要とされます。

二つ目には、地域条件を考慮に入れなければなりません。学校外へ出ていくような活動も数多くなると考えられますので、受入れ施設などの条件を無視して時間設定をするわけにはいきません。また、地域の教育力を借りるという場合でも、学校の都合に合わせることを前提にするだけではないケースもあります。

三つ目に、予算的裏付けをどのようにしていくかということ

です。この予算についても、事前に考えられることについては、あらかじめ手を打っておく必要があります。

(5) 「ふるさと学習」と学校行事のかかわり

ふるさと学習
と学校行事

これからの社会を生き抜いていくためには、学力の測定化しにくい面の学習に重要さがあることが唱えられています。従来も各教科等はもとより、特別活動において、教育活動で得たものを総合的に活用しながら児童生徒の健全育成を願ったり、個性の伸長を図ったりしてきました。しかし、さらに「生きる力」の育成を図るという今日的な課題解決のために、「ふるさと学習」における学校行事のかかわりを考えてみます。

ふるさと学習
とのかかわり

① 「ふるさと学習」にかかわる学校行事の側面

実践領域にかかわる課題やテーマをめぐって調査研究とか実験研究、あるいは文献研究などが大事な要素となります。

例えば、環境をテーマにし、活動の一環としてグループ等で自分の住んでいる地域を流れる川の状態を調査するだけではなく、宿泊体験学習などの学校行事を活用して環境の異なる地域のデータと比較し、学習内容を深化させます。

このような視点で学校行事を「ふるさと学習」に取り入れることにより、学習の質を変えることが可能となるのです。

ふるさと学習
との連環

② 「ふるさと学習」に連環できる学校行事の側面

学校行事が持つ側面のうち、「ふるさと学習」に連環できる部分、つまり、「ふるさと学習」を発展させたり深めたりできる面を考えてみますと、学校行事には「ふるさと学習」に連環できる面はいくつもあります。体験学習、調査研究（フィールドワークを含む）、文献研究、共同研究の面に視点をあて、連環度の高いもの、低いものについて考えてみることも必要です。

(6) 「ふるさと学習」の時間割への位置付け

時間割編成に
あたって

「ふるさと学習」を教育課程に位置付けするにあたっては、年間の授業時数とともに時間割の設定に対する学校としての方針をもっていることが必要です。

「ふるさと学習」の展開は、大別すると、教科において展開する場合と、各教科や道徳、特別活動の関連を図りながら横断的に展開する場合と、新しく創設される総合学習の時間を活用

して展開していく場合が考えられます。ここでは、時間設定の工夫についていくつかの考え方を示すこととします。

ア. 弾力的な時間設定

○弾力的な時間設定

① 1単位時間にこだわらず多様な学習活動を保障するためのまとまった時間の設定

今後の教育のキーワードである「ゆとり」の中で「生きる力」をはぐくむためにも、子どもたちが「ゆとり」をもってふるさと学習に取り組めるよう配慮することが必要です。

特に、「ふるさと学習」の実践にあたっては、課題に対して計画的に取り組むことが大切であり、また、調査や体験的な学習、フィールドワークなどが多く、細切れに固定化された1単位時間ではゆとりがもてず、十分な効果は得られないこともあります。

そのためには、ゆとりがある効果的な時数を時間割に配置することが重要です。例えば、25分を単位にしたモジュール方式の時間割が考えられますが、計画時には75分、打ち合わせには25分、体験的な学習やフィールドワークには105分などを弾力的に配置することを検討することが必要です。

○弾力的な時間割の設定

② 週単位の固定的な時間割の考えを広げて設定

現在、中学校においては、週単位の時間割では間に合わず、2週で1サイクルの時間割の工夫がされている学校も多くあります。また、選択教科の開設により、前期・後期の時間割の実施や行事に合わせた時間割を作成している学校も少なくありません。

特に、調査・研究やまとめの場面においては、ゆとりのある時間を保障するための時間割が必要です。例えば、テーマを検討する週の時間、調査期間中の時間割、まとめをするときの時間割などを設定する必要があります。ただし、この時間割を実施する上で大切なことは、児童生徒にとって時間的な見通しのもてるものにすることです。つまり、あらかじめ時間を提示し、児童生徒に何ができるかを考えさせることが重要です。

○1単位時間の弾力化

③ 1単位時間にとらわれない長時間の学習の設定

特に、学校を離れて行う体験的学習やフィールドワークなど

の実施には、移動時間や現地での活動にゆとりのある時間の設定が必要です。

また、児童生徒一人一人が実際に身に付けたことを発表する場面を設定することも重要であり、報告書での発表や視聴覚機器を使うなど多角的な発表が考えられ、発表を通して豊かな表現力を身に付けさせたいものです。そのためにも発表についての時間を保障する時間割が必要であり、場合によっては1日を使うという発想に立った発表機会の工夫も重要です。中でも、中間発表などは、自分の調査や研究方法について一層深めたり、軌道を修正したりするためにも不可欠です。

実施の方法

○短期集中型

イ. 実施の方法

① ある時期に集中して実施（短期集中型）

学校行事を意識して「ふるさと学習」を設定するときには、短期集中型の取り組みが有効です。それは、学校行事はすでに年間計画に位置付けられており、目的も明確だからです。

例えば、修学旅行においては、計画から実施までにテーマの設定、現地調査、発表などを特別活動の時間を中心に取り組んでおり、また、教科との関連でその成果を出しているところも多くあります。「ふるさと学習」として明確に位置付けるためには、さらに工夫改善が必要です。

また、修学旅行の準備には、特別活動の時間を使ったり、臨時の時間割で対応したりしているが、これは、一層計画的に時間割に組み込むような質的改善を図ることにより、「ふるさと学習」をもう一つの形に発展させることができる取り組みになると考えられます。

他にも体育的行事や学芸的行事にあわせた取り組みも、工夫次第で「ふるさと学習」として実施できる可能性を持っています。環境週間や人権週間などの時期に合わせ、学校全体で集中した取り組みも考えられます。

○長期継続型

② 年間にわたり継続的に実施（長期継続型）

「ふるさと学習」の実践領域については、先に示したように幅広く多様なものとなっているので、このような学習活動においては、学校全体で長期的な視点をもって取り組むことが必要です。

これらの取り組みは、個人学習やグループ学習の形を取り入れることができたり、異年齢集団のグループを形成することもできます。したがって、時間割は学校全体のものとして作成することができますし、校内の教師の多くがかかわれるため、「ふるさと学習」の幅に広がりをもたせることもできます。

しかし、年間を通すことは期間的に長すぎるという問題点もあります。前期と後期に分けて、異なったテーマが研究できるように組織を組み直したり、時間割を変更したりするなどの工夫も必要です。

○組み合わせ型

③ 集中型と継続型を組み合わせ実施

現在の学校の状況を見るとき、この集中型と継続型を組み合わせるふるさと学習を展開する方法は、かなり有効な実施形態です。①で述べた学校行事の中で取り組むものと②で述べた大きな課題に取り組むものとをバランスよく配置することが大切です。また、時間割は、学年の時間割と学校全体の時間割の2本立てで考えていくことになります。

いずれにしても、「ふるさと学習」の展開が月々の計画であったり、ましてや翌週はどうするかでは、場当たりの児童生徒自身も次の週の見通しがもてず、精神的なゆとりすら感じることはできなくなります。そのためにも、年間を見通した計画を作成する必要があり、特に、年間を通した学校暦と呼ばれる冊子を児童生徒と教師が持つようにして計画的にゆとりをもってふるさと学習を展開したいものです。

2. 社会教育

(1) ふるさと教育の全体計画

白糠町のさらなる発展は、『ふるさと彩発見しあわせ指数100パーセント』をまちづくりのテーマとした生涯学習社会の実現を図ることです。

そのためには、ふるさと教育の推進を教育行政の基軸とし、町民が一体となった実践・行動を通して、活力ある地域社会を築くとともに、豊かな心を持ち、社会の変化に柔軟に対応できる人間を育成し、地域の産業、文化を支え、地域に誇りをもつ

社会教育中期
計画

て活動する人材の育成を目指します。

社会教育ではこれらを踏まえ、ふるさと教育の実践基盤として、場と機会の提供を図るため、各種のふれあいや体験、交流、研修、継承事業の推進に努めています。

地域の住民一人ひとりがふるさとの教育資源を活用し、生涯にわたって多種多様な学習機会をとらえて、自発的、主体的、系統的に自己を高めることは、自己啓発や自己実現に発展し、「ひとづくり」とともに豊かな「まちづくり」につながる社会を築くことです。

本町における社会教育の長期的ビジョンとして平成10年度に策定された第5次社会教育中期計画では、第6次白糠町総合計画との整合性を図りながらふるさと教育を基軸として「ひとづくり」を中心に、さらに生涯学習の観点に立って、前期はふれあいと感動をテーマにソフト開発を重点とし、後期はこれに誇りと責任を加え、施設を含む学習条件の整備に努めることとしています。

計画は学習活動を3領域、生涯各期を7対象に区分し、住民の主体的な学習活動のための環境を整えるため、学社融合や広域社会教育行政、各種の規制緩和など、大胆な発想の転換が期待される地方分権を視野に入れ、ふるさとの教育資源を多様に活用した学習の機会や場を創ることとしています。

本計画における具体的な活動領域は、「ふるさと教育」に関わりをもつあらゆる領域を対象に、実践基盤として、①ふれあい②体験③交流④研修⑤継承の5事業が社会教育における場と機会の提供事業として上げられます。

また、これら事業の推進には住民の主体的な学習活動のための環境の整備や学習を支える人を育てるとともに、学習の場を広げる上での効率的な施設の配置やネットワークの形成、学習情報の収集と提供など、総合的な条件整備が必要であり、そのためには社会教育中期計画との整合性を図るため、次の6点を提示します。

○生涯各期の
区分

①生涯各期の区分を7対象とします。

高齢化や少子化の進展を踏まえ、生涯各期の発達課題に応じ

て実年期の生き方を特に重視し、生涯各期の区分を乳幼児、少年、青年、成人、婦人、実年、高齢者の7対象とします。

○学社連携・
融合

②学社連携・融合の推進に努めます。

今後、国において大胆な教育改革が予想されるとともに、2002年に実施される完全学校週5日制の導入に伴い、青少年の心身の健全な発達のため学校教育と社会教育が相互に補完し合って協力する学社連携・融合の推進に努めます。

○学習ボランティア・リーダーの養成

③学習ボランティアやリーダーの養成を図ります。

多種多様な場と機会において、様々な人とのふれあいの中で互いに教え、学ぶ相互学習により、多くの分野の学習ボランティアやリーダーの養成を図ります。

○学習機会や場の設定

④多様な学習機会や場の設定に取り組みます。

住民の学習ニーズを的確に把握し、いかに地域社会の活動を活発にするかという視点に立ち、障害者や高齢者などすべての住民が積極的に参加できるようにノーマライゼーションの精神に配慮しながら、多様な学習機会や創意工夫による施設の有効活用、ネットワーク化などの社会教育施設の整備、充実に努めます。

○情報の提供、
相談

⑤情報の提供及び相談に努めます。

住民が様々な活動に参加することを促す上で、多様な学習要求にこたえ、具体的な活動が展開されるよう、情報を的確かつ効果的に提供し、学習の相談に応じる仕組みなど住民と学習を効果的に結びつけていく情報の提供及び相談に積極的に努めます。

○広域社会教育行政の推進

⑥広域社会教育行政の推進を図ります。

情報化社会の進展等から住民の生活圏の広域化傾向がみられています。近隣市町村が相互に連携、協力し、広域的な施設の設置や機動的な学習機会や場の提供など広域社会教育行政の積極的な推進を図ります。

(2) 具体的な推進と方策

○社会教育環境の整備・促進

生涯学習の観点に立って多様な体験を重視し、自己啓発から自己実現に結びつく社会教育の諸活動を推進します。

①社会教育環境の整備・促進に努めます。

広域的な連携を視野に入れ、様々な教育資源を整備することが重要であり、ふるさとの自然を広く学習空間として有効に活用するため、関係部局、機関、団体とも連携し、適切な対応を図ります。

- ・白糠町の自然、歴史、文化、産業などの教材化
- ・団体活動の促進
- ・指導者の養成、充実
- ・学習情報提供、相談体制の整備
- ・学社連携・融合の推進
- ・関係施設の整備、充実
- ・指導体制の整備、充実

○生涯各期の学習機会の拡充

②生涯各期の学習機会の拡充に努めます。

ライフステージに対応して、子供をキーワードに大人を交えた「ふれあい体験」を重視し、ふるさとを教材とする学習を通して生きる力や自己教育力を高めます。学校外活動に関する情報提供や推進体制の確立に努めます。

- ・自然体験、生活体験など各種体験学習の拡充
- ・自主的、創造的な学習活動の拡充
- ・職業技術、資格取得などの学習機会の拡充

○家庭教育の充実

③家庭教育の充実を図ります。

すべての教育の出発点であり、子供を見守り育ていく観点から、親自身の役割や責任、自覚が重要となっています。親子の共同作業や父親の参加、自然とのふれあいなど喜びと感動に結びつく体験学習の実施奨励に努めます。

- ・親子のふれあいや体験による家庭教育学級の充実

○ボランティア活動

④ボランティア活動の推進を図ります。

社会のニーズにこたえ、実践と行動を促す学習活動として、

ふるさとに関わる活動を奨励し、愛郷心の育成に努めます。

また、他機関や団体とも連携し、人材バンクや意識啓発、情報提供、相談体制の確立に努めます。

- ・自らを高める各種ボランティア活動の奨励

○地域社会の 教育機能の 充実

⑤地域社会の教育機能の充実に努めます。

地域社会は、人間形成に重要な役割を担っており、大人が常に子供たちに関心を寄せることが大切となっています。

ふるさとの教育資源を有効に活用し、子供会、PTAなどの団体が、多彩な活動プログラムを展開するよう努めます。

- ・体験的な学校外活動プログラムの充実

○文化活動の 推進

⑥文化活動の推進に努めます。

心豊かに生活するためには、自ら文化にふれ、親しみ、継承できる環境づくりが必要です。郷土の伝統芸能をはじめ、先人の遺した貴重な財産を教育資源として有効な活用を図るとともに、その保存、伝承に努めます。

- ・文化活動参加機会の拡充
- ・芸術文化鑑賞機会の拡充
- ・地域間交流の充実
- ・文化活動の支援
- ・文化財の保護と活用

○スポーツ活 動の推進

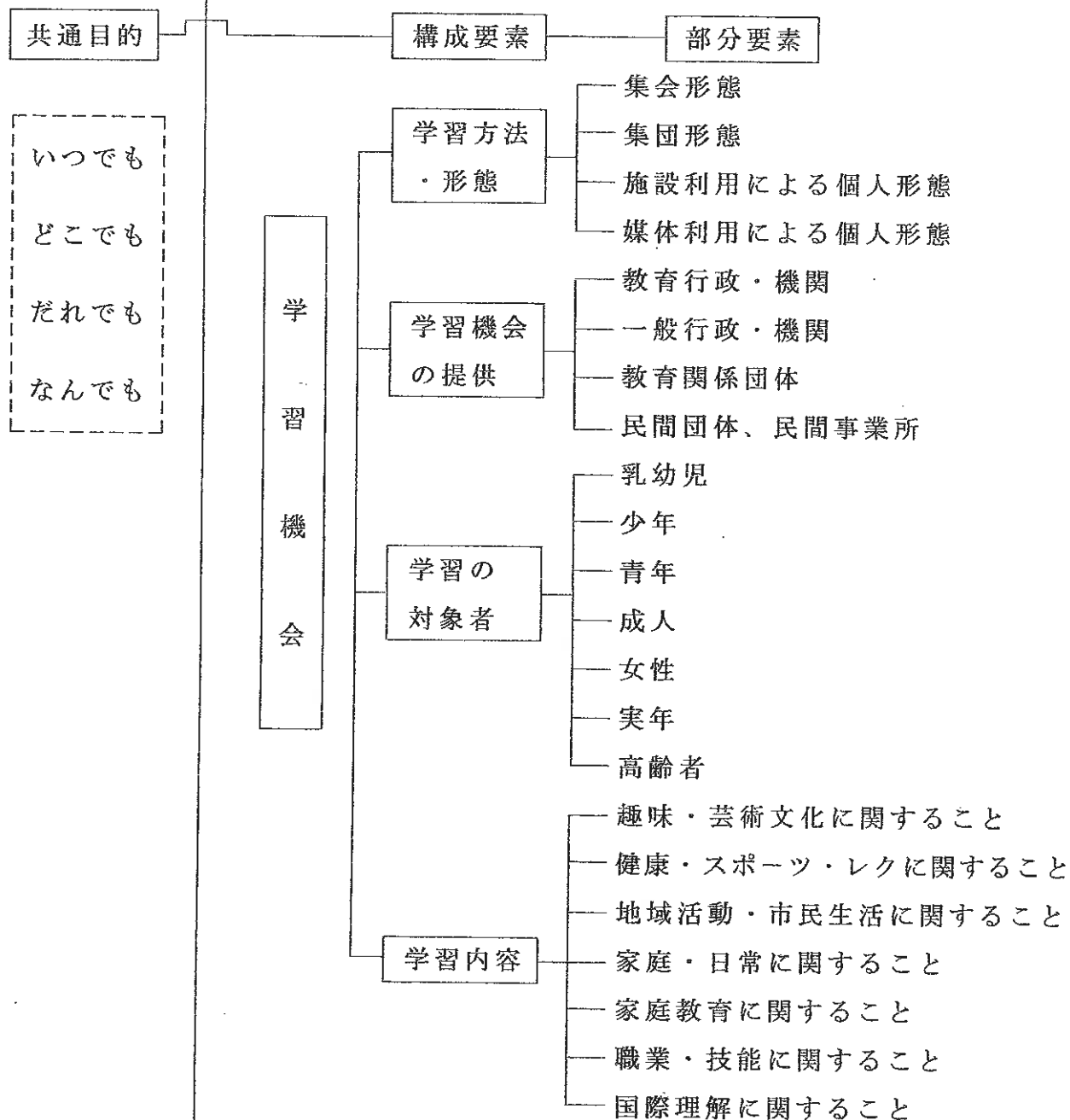
⑦スポーツ活動の推進に努めます。

健康で活力に満ちたスポーツ活動は、こころと体の健全な発達を促すとともに、ふるさとづくりに寄与するものです。幅広く交流できる場と機会を拡充するとともに、地域の特性を生かした野外活動の推進に努めます。

- ・生涯スポーツの促進
- ・野外活動の推進
- ・スポーツ大会の充実
- ・競技スポーツの充実
- ・健康と安全の充実

(3) 学習機会の体系化の基本構造

本基本構造は、ふるさと教育に関する基本的な学習機会の構造と体系化を図るための手順、方法を明らかにしたものであり、その具体的な展開を考察したものです。



「共通目的」は、学習機会の提供をめざす理想像です。

「構成要素」は、学習を構成している要素です。

「部分要素」は、構成要素に内包している基本事項です。

